

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和7年3月5日

北九州市産業経済局総合農事センター

1 当該公募の趣旨

本業務については、北九州市内で農業を始めたい市民等を対象に、講義や実習を通じて、農業生産に必要な知識や技術の習得を目指す研修を実施するものであり、農業の知識や経験が必要であるため、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募がない場合、応募があっても3の応募要件を満たすと認められる者がいない場合、応募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行する。

なお、3の応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、指名競争入札を実施する予定である。

2 業務の概要

(1) 業務名 令和7年度総合農事センター農業研修業務委託

(2) 業務内容

ア 下記3つの農業研修の実施

(ア) 新農業者育成研修

(イ) 市民農業塾

(ウ) 農作業サポーター研修

イ 農業研修実施に伴う、講師となる専門家の派遣

ウ 農業研修実施に伴う、農作物の栽培管理

エ その他、農業研修に必要な業務

オ 詳細は「別紙仕様書」による

(3) 履行期間 令和7年4月から令和8年3月まで

3 応募要件

(1) 基本的要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- ウ 有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内であること。
- エ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 基本的要件以外の要件

- 総合農事センター園内で農業研修の業務を適正、円滑、かつ事故を防ぎ安全に実施するため、下記の全ての条件を満たすこと。
- ア 農業について専門的な知識を有し、農業研修の実施経験があり、業務に精通していること
- イ 野菜、花き、果樹等の栽培管理に関する経験等があり、業務に精通していること。
- ウ 農業研修の実施に必要な人員を配置できること。
- エ 農業機械や農作業道具、その他この業務で必要となる機械、資材や資料等の準備ができること。（農事センターの農業機械等について、指定管理者及び市が使用を許可した場合は使用が可能）

4 手続き等

(1) 契約担当課（問い合わせ先）

住所 北九州市小倉南区横代東町一丁目6番1号

担当課名 産業経済局農林水産部総合農事センター

電話番号 093-961-6546 FAX番号 093-962-5067

(2) 説明書等の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間

令和7年3月5日から令和7年3月21日まで（閉庁日を除く。）の毎日、
9時00分から17時00分まで

イ 交付場所

(1) に同じ。

ウ 交付方法

交付場所において配布します。

エ 交付書類

説明書、参加意思確認書

(3) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和7年3月6日から令和7年3月21日まで（閉庁日を除く。）の毎日、
9時00分から17時00分まで

イ 提出場所

(1) に同じ。

ウ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を作成
添付し、提出期限までに直接持参すること。

(4) その他

ア 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行う
こととなった当該業務委託の指名競争入札又は指名型プロポーザルを中止する
場合がある。

イ 詳細は説明書による。